

○大気汚染防止法施行令（抄）

（昭和四十三年十一月三十日）

（政令第三百二十九号）

（水銀排出施設）

第三条の五 法第二条第十四項の政令で定める施設は、条約附属書

Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

（法第十三条第二項の政令で定める施設）

第八条 法第十三条第二項（法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第一の一四の項、一五の項及び二〇の項から二六の項までに掲げる施設とし、法第十八条の十三第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、別表第二の一の項に掲げる施設とし、法第十八条の三十六第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、水銀排出施設（法第二条第十四項に規定する水銀排出施設をいう。第十二条第九項において同じ。）のうち法第十八条の二十七の排出基準に適合させるために相当の期間を要する施設として環境省令で定めるものとする。

（要排出抑制施設）

第十条の三 法第十八条の三十七の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。

（報告及び検査）

第十二条 略

2～8 略

9 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、水銀排出施設を設置している者に対し、水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度並びに法第十八条の二十八第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定する水銀排出施設を設置する者に対しては、法第十八条の三十四又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

附 則 （平成二七年一月一日政令第三七九号）

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（施行の日）平成三〇年四月一日

別表第一（第二条関係）

一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二	略	略
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
四	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鋳用反射炉を含む）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）	
五	金属の精製又は鋳	火格子面積（火格子の水平投

一〇、一一	略	造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	影面積をいう。以下同じ。）が一平方メートル以上であるか、羽口断面面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
六、七	略		略
八、八の二	略		略
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	

別表第四の二(第十条の三関係)

(平二八政二九九・追加、令二政三〇四・一部改正)

一三	略	略
一四	<p>銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉</p>	<p>火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。</p> <p>原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。</p>
一五	略	略

- 一 製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)
- 二 製鋼の用に供する電気炉